

総務企画委員会記録
<第4号>

平成22年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成22年3月18日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成22年3月18日 木曜日
開 会 午前10時04分
散 会 午前11時41分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第8号議案 沖縄県政治団体に係る収支報告書等の写しの交付等手数料条例
- 8 乙第9号議案 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 9 乙第25号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第33号議案 包括外部監査契約の締結について
- 8 乙第34号議案 全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに

伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について

- 9 乙第36号議案 副知事の選任について
- 10 陳情平成20年第44号から同第49号、同第52号、同第54号、同第58号、同第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号、同第86号、同第87号、同第91号、同第96号、同第101号、同第108号、同第127号、同第144号、同第150号、同第165号、同第175号、同第190号、同第191号、同第196号、同第200号、陳情平成21年第15号、同第19号、同第38号、同第58号、同第59号、同第66号、同第69号、同第88号、同第91号の2、同第100号、同第103号、同第104号、同第110号、同第111号、同第120号、同第122号、同第128号、同第143号、同第144号、同第147号、同第156号、同第171号、同第174号、同第175号、同第198号、同第201号、同第202号、陳情第6号、第9号、第10号、第12号、第17号、第18号及び第43号
- 11 閉会中継続審査・調査について
- 12 視察調査日程について

出席委員

委員 長	當 間	盛 夫	君	
副委員 長	山 内	末 子	さん	
委 員	島 袋	大 君		
委 員	吉 元	義 彦	君	
委 員	照 屋	守 之	君	
委 員	浦 崎	唯 昭	君	
委 員	崎 山	嗣 幸	君	
委 員	新 里	米 吉	君	
委 員	前 田	政 明	君	
委 員	金 城	勉 君		
委 員	糸 洲	朝 則	君	
委 員	新 垣	清 涼	君	
委 員	玉 城	義 和	君	

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原良幸君
企画部長	川上好久君
交通政策課長	津覇隆君
警務部長	磯丈男君
交通部長	北川秀行君
鑑識課長	親川博君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第5号議案まで、乙第7号議案から乙第9号議案まで、乙第25号議案、乙第33号議案、乙第34号議案及び乙第36号議案の12件、陳情平成20年第44号外62件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部長、警察本部警務部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第8号議案沖縄県政治団体に係る収支報告書等の写しの交付等手数料条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 企画部所管の条例案件2件のうち、乙第8号議案沖縄県政治団体に係る収支報告書等の写しの交付等手数料条例について、御説明いたします。

30ページをごらんください。

この議案は、政治資金規正法の一部改正に伴いまして、選挙管理委員会が処理する国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの開示請求及び写しの交付並びに政治団体の収支報告書等の写しの交付に関する事務について、手数料の徴収根拠を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

手数料の内容でございますが、少額領収書等の写しの開示請求に係る事務につきましては250円としております。また、少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付につきましては、複写機による場合には用紙1枚につき10円、スキャナによる場合には、その媒体がCDディスクのときはディスク1枚につき50円、DVDディスクのときはディスク1枚につき100円にそれぞれ少額領収書及び収支報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額としております。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 続きまして、乙第9号議案沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

34ページをごらんください。

この議案は、公職選挙法の一部改正により、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、地方公共団体の長の選挙におきまして選挙運動用ビラを配布することができることとなりました。

また、知事選挙におきましては、条例で定めるところにより、当該ビラの作成費用を公費負担とすることができることとされたことから、本条例を改正するものであります。

選挙運動用ビラにつきましては、候補者1人につき2種類以内で、県知事選挙の場合には14万5千枚まで配布することができ、その記載内容に制限はありませんが、配布の方法は新聞折り込みとするなど制限がございます。

この条例改正に伴う予算の財源としましては一般財源でありまして、普通交付税で措置されております。

この条例は、平成22年4月1日から施行する予定であります。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

休憩いたします。

(休憩中に、前田政明委員から選挙運動用ビラの配布方法について質疑があり、川上好久企画部長から配布方法について補足説明があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 先ほど休憩中に聞いたんですけれども、もう一回その配布の方法について説明してください。

○**川上好久企画部長** 選挙運動用ビラの配布方法については新聞折り込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、または街頭演説の場所における配布の方法に限られるということになっております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありますか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** これは沖縄県知事の選挙においてということですが、対象は知事選挙だけか。

○川上好久企画部長 今回の場合の改正は知事選挙だけになります。今回法律の改正によって、知事と市長の選挙については条例で定めることによって、これが公費で賄えるということになります。

○照屋守之委員 なぜ知事選挙だけか。沖縄県議会議員及び沖縄県知事と条例にはあるでしょう。

○川上好久企画部長 これは公職選挙法で規定されて、それを条例化するとなっておりまして、県議会議員選挙の場合には法律上の規定がないということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 選挙運動用ビラは何枚出せるんですか。

○川上好久企画部長 都道府県知事選挙にあつては、交付者1人について当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラ、この10万枚がまず基本になります。そして当該都道府県の区域内の衆議院選挙区選出議員の選挙区の数が1を超える場合には、その1を増すごとに1万5千枚を10万枚に加えた枚数という形で、県知事選挙の場合はただいま申し上げました14万5千枚という数字になります。

○浦崎唯昭委員 選挙広報というのは、本来の目的は有権者の皆さんに周知徹底をすることが基本ですよね。そういう意味では今の数字では全有権者には渡らないのではないのかなと危惧するんですが、その辺はどう御説明されるんでしょうか。

○川上好久企画部長 ただいまの枚数は、これは公職選挙法に基づく法律事項として定められているわけですが、したがってこういう数字になるわけですが、ただこの選挙運動用ビラにつきましては、この限られた数量の範囲で通常はがき、それから選挙公報などほかの選挙運動と組み合わせながら、政策等の周知を図っていただくことになろうかと思えます。

○浦崎唯昭委員 私が言っているのは、公費でやれと言うんですから、14万5

千枚では全有権者へは行き渡らないのではないのかなということ。それだけなんですか。それでいいということですか。

○川上好久企画部長 有権者52万世帯ございますけれども、それに満たないという趣旨のお話だと思いますが、これにつきましては公職選挙法上こういう規定になっておりまして、これは議員立法によって議論をされております。その枚数等の考え方については、これは国会において各党間で議論された結果であるという理解をしております。それともう一つ、先ほど申し上げましたように、政策等の周知についてはこの選挙運動用ビラ以外にも通常はがき、それから選挙公報等周知をは図っていくと、そういう趣旨になろうかと思えます。

○浦崎唯昭委員 基本的には有権者のいる人数分を配るのが公平公正なあり方ではないのかなと思います。これは議会でこの数を修正することはできるんですか。

○川上好久企画部長 これは法律で定められておりますので、それを超えることはちょっとできません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 14万5千枚の2種類以内と言っていましたかね、そういうことですか。

○川上好久企画部長 そういうことでございます。

○新里米吉委員 とすると、14万5千枚の2種類以内と言っているんですけども、それを1つにまとめて29万枚を一回でやってしまう方法はできますか。

○川上好久企画部長 トータルで14万5千枚ということですよ。

○新里米吉委員 それと、新聞に折り込みでとありましたが、私は新聞折り込みに一度も出したことはないのによくわからないのですが、これは金がかかりますよね。この折り込み料は自己負担になるということですか。

○川上好久企画部長 配布の方法は、先ほど申し上げましたおおむね2つの方法で、折り込みと演説会場等で配布をすることで、折り込みの場合は自己負担になります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 1つだけ。きのうも照屋委員から話がありましたが、こういう法律の改正の場合、例えば県議会の権能というか、例えばこれを県議会が仮に拒否した場合、どういう効果が出るんですか。

○川上好久企画部長 その条例で定めることによって、それは発効するわけでございまして、それをやらないということであれば、こういう公費による負担ができなくなると。そういうことになります。

○玉城義和委員 結局、選挙運動用ビラが出せなくなるだけの話ですか。

○川上好久企画部長 これは公費で選挙運動用ビラを出すことができないということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成20年第44号外38件の審査を行います。
まず、陳情平成20年第150号を除く陳情38件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願い

いたします。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室と共管になっておりますので、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから4ページにかけて陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情33件、新規が6件となっております。

継続審議のうち、18ページの陳情平成20年第165号沖縄県水産海洋研究センターの本部町への誘致に関する陳情、及び32ページの陳情平成21年第201号永住外国人への地方参政付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情につきましては、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

18ページをお開きください。

沖縄県水産海洋研究センター整備検討会議を平成21年9月1日に設置し、5回にわたって沖縄県水産海洋研究センター本所の施設整備構想案及び設置場所について検討していただきました。

平成21年12月25日には同検討会議から、移転場所については糸満市喜屋武地区が最適であるとの報告がなされました。

県は、同検討会議からの報告を踏まえ、移転場所を総合的に検討した結果、平成22年1月22日に清浄な海水の確保が容易、必要面積の確保が容易などの点から糸満市喜屋武地区が最適地であることを決定しました。

続きまして、32ページをお開きください。

国政の場においては、地方公共団体や関係団体の意見も踏まえ、超党派による活発かつ多角的な議論が展開されることを期待するとともに、国民の間でも十分な議論が必要と考えております。

それでは、新規の陳情について、御説明いたします。

新規陳情6件のうち、35ページの第9号、37ページの第17号、38ページの第18号及び39ページの第43号の4件は、先ほど説明いたしました32ページの陳情平成21年第201号と経過・処理方針等が同じでありますので、説明を省略いたします。

34ページをお開きください。

陳情第6号南城市東南部地域に地上デジタル放送中継局の設置を求める陳情について、御説明いたします。

共聴施設によりテレビを視聴している地域の地上デジタル放送移行は、既存の共聴施設の改修を基本とし、新たな中継局を設置する場合は、費用対効果を勘案の上関係市町村と放送事業者で検討されるものと考えております。

県としましては、国や南城市、放送事業者の動向を見守りながら対応していきたいと考えております。

続きまして、36ページをお開きください。

陳情第10号改正国籍法に関する陳情について御説明いたします。

国籍取得の審査に当たっては、法務局において入国管理局や警察等関係当局と緊密な連携を図りつつ、適切に審査が行われているものと考えております。

また、国籍法の改正に際し、衆参両院において改正法の適切な施行に向け附帯決議が行われており、今後も政府において万全な措置を講ずるための検討がなされているものと思われますので、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○**島袋大委員** 陳情の永住外国人についてですけれども、これは県内の人数はどれぐらいいると把握されていますか。

○**川上好久企画部長** 県内は総数で3364人という数字が出ております。これは平成20年末現在です。

○**島袋大委員** 41市町村別に大体の数字はカウントできているんですか。

○川上好久企画部長 この数字は資料がありますけれども、ちょっと手元には持っていませんけれども、ございます。

○島袋大委員 これは地方の参政権ですから、地方議会のほうで決議が上がっているところもあると思うんですけれども、今県内の市町村議会で意見書的なものが採決をされたところはどこかありますか。

○川上好久企画部長 県内はございません。

○島袋大委員 県内の市町村ですよ。最近座間味村かどこかがやっているんじゃないんですか。

○川上好久企画部長 現在、県としては把握しておりません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情平成20年第165号の沖縄県水産海洋研究センターの設置の件ですけれども、これは沖縄県水産海洋研究センター整備検討会議を設置して5回ほど検討されてこられたということですのでけれども、両方から引っぱり合いというのかな、やはり地域でもそういうことがありますので、説明がしっかりできるようにしていただきたいということがあるものですから、検討会議で比較検討された表になったものがあって、Aの項目に関してはここがよいとか、Bの項目に関してはこのほうがよりすぐれているとかそういった検討された項目ごとの表があれば、説明いただきたいんですが。

○川上好久企画部長 評価につきましては、この検討会議の中でその評価項目をまず20項目選定をいたしました。大きく分けますとハード面。例えば用地はどうか、あるいは取水、配水の状況はどうか。それからまたソフト面。円滑な整備が可能かどうか、それから利便性、教育研究環境等。それからコスト面。これは用地の取得経費だとかあるいは取水施設の経費、建築工事等の経費、運営経費等ですね。こういうものを20項目上げまして、それぞれの候補地につきまして各委員が採点をするという形でしております。この3カ所、3点2点1点とつけるわけでございますけれども、その420点満点でまず委員7名

での採点が、喜屋武地区が351点、本部地区が268点、中城地区は255点となりました。

一方またその単純集計だけではなくその評価項目に重みづけをする、優先順位をつけながら採点をする方法で再度集計をしたところでは、喜屋武地区は95.1点、それから中城地区は72点、本部地区は71.2点といずれにおいても喜屋武地区のほうが状況としてはよいという結論になったところでございます。

○新垣清涼委員 表がありましたら、資料提供をお願いします。

○川上好久企画部長 これは検討会議の冊子、一覧も意見も含めてございますので、それも配付させていただきます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情38件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第25号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例について、警察本部警務部長の説明を求めます。

磯丈男警務部長。

○磯丈男警務部長 それでは71ページ、乙第25号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

地方警察職員の定員については、警察法第57条第2項の規定により、政令で定める基準に従って条例で定めなければならないこととされております。

厳しい治安情勢等を踏まえ、平成22年度は全国で地方警察官が868人増員され、うち県警察においても4人の警察官が増員されることとなりました。また、県の行財政改革プランを踏まえた定員管理の適正化を図るため、警察職員の定

員を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

改正内容としましては、警察官の定員を、現行の2571人から2575人に改めるほか、警察官以外の職員の定員を、現行の302人から301人に改めるものであります。

なお、施行期日は、平成22年4月1日を予定しております。

以上で、乙第25号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この県警察の定員をふやすことだけれども、朝のテレビを見ていると、朝から殺人とか事件事故がもう毎日頻繁に起こっていますよね。県内でもそういういろいろな事件事故もあるんだけど、全国的にはどのぐらいの増員になっていくのですか。

○磯丈男警務部長 今回の中央警察官の増員につきましては、868人ということで、先ほど委員のほうからもありましたとおり、犯罪捜査のための鑑識活動の充実と検視体制の充実ということで主に増員がなされております。

○照屋守之委員 今事件事故は、殺人も含めて、この警察官をふやすとかではなかなか厳しいんではないかなと思うんですよね。毎日毎日起こっていくわけですよね。だから県警察で抜本的にそういう対策なりをどう考えているのか。この世の中どうなっていくのかなと非常に不安があるのですが、今の状況はどうですか。その定員増をさることながら、これだけでは非常に厳しいなという思いがあるんですけれども。県警察はどう見えていますか。

○磯丈男警務部長 おっしゃるとおり増員も非常に大切なことではあるんですが、それ以外にも例えば各種犯罪捜査の資機材の整備ですとか、あと一人一人の警察官の資質を高めるということも必要になってまいります。全国的にも沖縄県警察もそうなんですけれども、基盤整備の面からもいろいろと施策を実行

しているところであります。

○照屋守之委員 私は非常に思うけれども、日本の国民は—こういう表現は適切かどうかわからないけれども、余りにもそれぞれが個人主義になって、何でもやりたい放題の世の中になっている感じがするわけ。これは歯どめがきかないわけ。

殺人を起こしても、ある一定の刑期を終えたら終わりという話で、極端に言えば、被害者はともかくとして加害者の人権がどうのこうのという風潮があるわけでしょう。だから、この世の中自分が犯した責任とか、そういうものがすべて自由、個人の自由。全体的なそういう相手に迷惑をかけることについては、極端にこの世の中の体制そのもの自体を変えていかないと、幾ら警察官をふやしても犯罪とかどうしようもないところまで来ていると思うんです。

テレビでいろいろやっても、悪いことは平気でやっても、幾ら取り締まってもそれに反発する。そういうわがままやりたい放題の世の中だから、幾ら警察が人をふやそうと頑張ったとしても、国民的な、そういう根本的なものがある程度自分で歯どめがきいて、こういうものはやらないほうがいいのか、制御できる仕組みをつくっていかないと難しいと思うんです。だから警察が今の世の中の仕組みと、警察、取り締まる側がどういう形で連携して、この世の中をつくり変えていく、それぞれがコントロールしてやりたい放題の世の中を改善していくかという非常に大きなテーマだと思うんです。その辺の連携はどうか。

○磯丈男警務部長 本当におっしゃるとおりで、警察だけで治安の状況を改善していくということはなかなか難しい時代になっていると思います。我々も地域の皆さん、防犯活動ですとか、交通安全活動もそうなんですが、あるいは教育関係者ですね、教育委員会を初めとした教育関係者とも連携をしながら、社会全体で治安に貢献する仕組みができればと考えております。

○照屋守之委員 我々は、平和とか戦争とかきれいごとのように、ああいうのはだめよ、こういうのはだめよと基地問題をいろいろやるわけですが、結局そういう犯罪が毎日毎日起こって殺人も平気、日常茶飯事、殺人が起こっても別にまたかというものでしょう。警察自体もちろん増員も必要かもしれないけれども、そういう意識をいろいろな意味で広報活動とかを通して、この世の中の仕組みを、今の実態をもっと我々が考えるような広報活動もやはり必要じゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○磯丈男警務部長 警察広報の面からも、委員御指摘の点を踏まえて皆さんにも犯罪情勢等よりわかりやすく広報できるように工夫してまいりたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 今回の4人の増員ということですがけれども、鑑識体制の強化ということですよ。これまでの鑑識体制について少し現状を教えていただきたいんです。今4人ふえますよね。今の現状から何人になっていくのか。

○磯丈男警務部長 現在の鑑識の状況につきましては、鑑識の専門員が29名、鑑識代行員が412名という形になっております。県警察本部の体制なんです、本部の鑑識員が29名いて、そのうち機動鑑識員に9名、1当務3名の体制で実施をしております。

今回の増員につきましては、那覇警察署と沖縄警察署にそれぞれ3名と1名を増員いたしまして、那覇警察署と沖縄警察署においても各当務一泊まりですね、そこに必ず鑑識の係員がいる体制を組んでおります。

○山内末子委員 今回の犯罪の中でやはりDNA鑑定ですとか、そういった科学的技術の鑑定というものが、本当に必要だということでの制度だと思っておりますけれども、今おっしゃってました鑑識員、それから鑑識代行員という区別がありますよね。その辺がちょっと仕事の内容的なものと専門性を持っているような感じですがけれども、これも警察官として任用して、その中でそういう専門的な特殊なものを取得してこうなっていくのか。その辺の仕組みまで教えていただけますか。

○親川博鑑識課長 鑑識代行員というのは各警察署長が任命するんですが、警察学校で初任的な指紋のとり方、足跡のとり方とかそういったものを習得させておりますけれども、そういった警察官、それから元鑑識官員とか、それから県の警察学校で研修を受けた警察官とかそういった者を鑑識代行員として指名しております。これは鑑識の専門員が何しろ少ない、県警察全体で29名しかおりませんので、警察官がどうしても現場に行けないときはこの鑑識代行員にやってもらおうということです。

教養につきましては、年1回2週間です。15名の警察官を各警察署から集めて教養しておりますし、それから本格的な専門員をつくるために、3名ないし5名を年1回3カ月間、県警察本部の鑑識課で訓練して一線に戻すという教養もやっております。ですから、29名の専門員につきましては、一線の警察署のそういった訓練を受けた皆さん、そういった専門的な知識を持った警察官がいて、鑑識代行員につきましては、本当に一般の警察官に少々教養してやってもらっているという格好です。

○山内末子委員 この充実によって、捜査が迅速に始まり、捜査が迅速に対応できるという意味で期待が大変高まっていると思いますけれども、警務部長の期待度についてお聞かせください。

○磯丈男警務部長 先ほど親川鑑識課長のほうから説明がありましたとおり、鑑識の専門員がいない場合は、鑑識代行員が鑑識活動をしていたわけなんです。事件の発生が非常に多い那覇警察署と沖縄警察署については、常に鑑識の専門員、鑑識の専門技能を持った方が24時間常駐することになりますので、そういう意味では鑑識活動の精度は随分上がると期待しております。

○山内末子委員 頑張っていたきたいことともう一点、今定員の増になっておりますが、ちょっと鑑識とは関係ないんですが、最近よく警察官の不祥事とか多くありますし、それから途中で退職したりと警察官の空白の期間がありますよね。そういった形の補充・補完的なものをどうやっているのか、ちょっと教えてください。

○磯丈男警務部長 欠員の状況でありますけれども、平成21年12月末現在の警察官は、定員が先ほど申しましたとおり2571名なんです。実際には2540名、充足率は98.8%になっております。内訳としては休職をしている方が8名、育児休暇取得中の方が16名、途中で退職した方が7名となっております。

解決方法といたしましては、こういった育児休暇ですとか、そういった方については、定数外の措置をさせていただいて一あらかじめ定数の外において、その人達の分をあらかじめ採用させていただき、その頭数を充足させていただくという措置をとらせていただいております。

それでも途中でやめる方とか、そういう不測の事態が起きるものですから、どうしても一時的に不足が出ることは生じています。

○山内末子委員 先ほど照屋委員からもありましたように、今本当に毎日毎日朝から晩までいろんな事件事故が発生している状況の中で、治安のことは皆さん大変心配していますよね。そういう中ですね、ぜひ現場に空白が起こらないような体制をとっているんですか、今交番でも交番相談員を入れて皆さん頑張っていると思いますけれども、とにかく現場にあきが起こらない体制づくりを頑張っていて、ぜひ安心安全なまちづくりを頑張っていたいただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 数字がよくわからなくなったのでお聞きします。基本的なことですが2571人から2575人で4人の増ですよね。これは県警察の警察官の総数ですか。

○磯丈男警務部長 総数でございます。

○新里米吉委員 それで、その次の210人から211人、1482人から1484人、777人から778人のふえた分を足すとちょうど4人になるんですよね。ここにあるものをそのまま足したら総数の4人とこの4人が合うんです。合うんだが疑問に思ったのは、全部鑑識だということにこんなに散っている数字の意味がわからない。

○磯丈男警務部長 ここに出てくる数字は、2571人を2575人で、その後の細かい数字がございまして、これは内数になります。階級別の数になっております。

○新里米吉委員 これまでかなり、一時期県議会でもよく問題になったんですが、空き交番問題がありましたね。これはどう埋めるかという話がありました。今はどうなっていますか。

○磯丈男警務部長 空き交番は現在解消していると認識しております。ただパトロール等で一時的に不在になることがございますので、そういった不在になるリスクの高い交番については交番相談員等を配置して、極力不在が少ないようにしているところです。

○新里米吉委員 もう一つお聞きしたいんですが、再雇用制度が公務員にある

わけですよ。60歳過ぎてから再雇用をする。これは恐らく定数には入ってないと思うんですが、県警察本部にはそういう制度はありませんか。

○磯丈男警務部長 県警察本部にも再任用制度がございまして、現在9名の方が再任用で残っていただいております。

○新里米吉委員 この定数に入らなければ予算の問題であろうかと思うけれども、そういう人たちをふやしてでも空き交番とか必要なところには、特に生活にかかわる部分については、なんとかふやしていく努力を警務部を中心にやればいいのかと思ったりするんですが、どんなですか。

○磯丈男警務部長 再任用の職員についても定数の中で管理しております。ただ短時間勤務再任用の職員もおりますので、そういった方については働いた分だけ、本当は1人なんですけれども3分の2とか、そういう労働時間の中で人数計算をしています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 今鑑識の人数増員の話があるんですが、検視体制のほうはどうなっているか。というのは、事件事故などで亡くなった方が起こったときに、事件なのか事故なのか、この辺の検視体制が事件に扱う場合、事故に扱う場合を分けていくけれども、その辺の沖縄県内の検視体制はどうなっていますか。

○磯丈男警務部長 検視員につきましては、今年度増員をいただきました。16名増員をいただいた結果、現在の体制は7名の体制になっております。警視が1名、警部が2名、警部補が2名、巡查部長が2名になっております。

平成21年度中の検視官の臨場率－各警察署で変死が発生した場合に県警察本部の検視官が臨場する率のことですが、これが73.4%と前年比で11.7%向上しておりますので、増員の効果はそれなりにあらわれていると考えております。

○金城勉委員 この検視の結果で、例えば事件性があったのに事故として取り扱って見逃されてしまったとか、後でそういうものが事故であったとか、殺人事件であったとかそういうケースというのは、県内の状況はどうですか。

○磯丈男警務部長 そういった見逃し事案はないと認識しております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、陳情平成21年第100号について、県警察本部交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

北川秀行交通部長。

○北川秀行交通部長 公安委員会所管に係る陳情平成21年第100号県道222号線への信号機・横断歩道設置に関する陳情につきましては、継続案件であります。処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 信号機の設置の要請に対し、実際に県警察本部が持っている

予算は非常に限られていますよね。ですから、なかなか要望にこたえきれない実態がずっと長いこと続いていますよね。これは土木建築部の道路整備との関係もいろいろありますよね。

以前から問題指摘をしておりますけれども、例えば土木建築部の大きい道路の工事、新設の道路工事があるときに、なかなか信号機の設置とこの道路整備が追いつかない部分が結構あるんですよ。道路は整備したが信号機は設置していない、予算は少ない、そういうときに事故が起こる。そういう事態があって、何とかしないといけないということもこれまで多々あったわけですよ。ですから、こういう大きい国土交通省関係の道路整備の中で信号機の予算も一緒につけて、そういうものについては県警察本部の手を離れて、その予算の中につけていくことはできませんか。

いつも追いかけてやるんだけれども、なかなか県警察本部の都合とこの道路整備の都合がかみ合っていないわけですよ。それは前から指摘されていると思うんですけれども、どんなですか。

○北川秀行交通部長 今の御質問は、地方自治体が信号機を設置できるかということに関連すると思いますので、これにつきまして説明させていただきます。

地方財政法で、経費の負担区分を乱すことがあってはならないと定めがありまして、公安委員会の付託部分となっている信号機の設置につきまして、市町村が予算執行できないとなっております。知事部局にあつては県警察本部と経費の負担区分は同一であります。信号機の設置は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づいて、公安委員会が行うこととされております。交通規制のための信号機の設置管理は、公安委員会が行うというのが現実でありますから、他の部局へ委任して設置することについては考えておりません。

今の件でございますが、道路協議—各市長村がいろんな道路をつくる、そこに信号機を設置してくれとあったときに道路協議というものを行います。それにつきましては、交通量、それから事故の発生状況、こういった見地から対応することになりまして、各委員御承知だと思いますが、優先順位を決めて設置している。それをあらかじめ最初から、この道路ができるからそこに信号機を設置するというわけには、そういうぐあいにはうまくいかない予算体系になっているということだと思います。

○照屋守之委員 ですから、そういう仕組みになっているから、これまで現場は混乱してきたんです。こういう大きい30メートル道路を県道に入れていくと、当然その交差点、交差点には信号機が必要だとわかり切っているわけですよ。

当然皆さま方と協議します。協議しますが県警察本部は県警察本部の都合があるんです。予算の都合があるし、全県下でやらないといけない。ところが、この道路整備は待たないんです。ですから追いつかないんです。

私が言っているのは、そういう基本的な部分を変えて、そういう大きな県道とか、いろんなものについては、国土交通省の予算の中に信号機の予算を入れ込んで。当然これはどう考えても計画の段階でわかるわけですから、ここは必要だね、ここは必要だねとわかるわけですから。

今まではその実態として、県警察本部はもちろんそういう役回りを果たしてきましたけれども、なかなか予算の関係とか自分たちの都合で追いついていない実態があるわけです。すべてやれということではないです。大きな基幹道路とか、県のほうの主要な、例えば産業道路とか、いろんなものの構成で出てきますよね。そういうものについては、そういう仕組みが必要なんじゃないですか。それは文字どおり、県民の交通安全とかいろいろな配慮していくことじゃないですか。

今は県警察本部にお願いするとはっきりしているんですよ。予算も厳しい、優先順位がありますとはっきりしているから、県民のニーズとか、その地域のニーズにこたえきれない部分が結構あるわけです。ですからそこはもとの法律を変えてでも、対応するべき時期に来ていませんかと言っているわけです。

○北川秀行交通部長 基本的には、委員のおっしゃることはよくわかります。また、我々もやりたいことができないと思っております。ただ、警察庁と国土交通省の予算がそういう仕組みになっていますので、県サイドでこれをこうしてくれ、ああしてくれとはなかなか言えないということがあります。その辺を御承知、御理解をお願いしたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 沖縄は交通事故の発生件数が非常に高いですけども、他府県から来た人たちが新聞の投書でも、ドライバーのマナーが非常に悪いと厳しい指摘をするのがよくあるんですよ。沖縄は全国レベルで見てもマナーは悪いんですか。

○北川秀行交通部長 非常に耳の痛いお話であります。確かに、例えば飲酒運転の割合とか、バイクの通行区分の問題などいろいろ指摘は受けております。

受けてはいるんですが、やはり他県と比較することができませんので、これにつきましては、我々としてもできるだけマナーの向上を図るためのいろいろな指導、取り締まりを徹底していきたいと考えているところであります。

○**金城勉委員** こういう汚名をきせられて観光立県というのは、非常にギャップが出てきますから、そこは一度県警察本部としても抜本的な対策を、どうすればドライバーのもろもろの交通マナーが向上できるのか、ぜひ御検討ください。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外8件及び企画部関係の陳情平成20年第150号の審査を一括して行います。

まず、知事公室関係の陳情9件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原良幸知事公室長。

○**上原良幸知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、新規はなく、継続9件であります。そのうち1件は、企画部との共管となっております。

継続審議となっている9件につきましては、お手元に配付しております陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、

大幅な変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料2ページをお開きください。

陳情平成20年第65号旧軍飛行場問題解決に向けた沖振計特別枠の設置を求める意見書の採択を求める陳情について、処理概要の4段落目以降を御説明いたします。

事業化に向けての予算措置については、いろいろな可能性について検討してきたところではありますが、国との調整においては、特別枠での実施は極めて困難であると言われており、沖縄特別振興対策調整費での事業実施に向けて調整を進めた結果、平成21年度から特定地域特別振興事業を実施していくものとし、平成21年度は、那覇市及び宮古島市でコミュニティセンター等の整備事業が実施されております。

平成22年度からは、那覇市及び宮古島市の事業に加えて、読谷村と伊江村での事業実施が予定されているところであります。

続きまして、資料8ページをお開きください。

陳情平成21年第19号沖縄県所在旧軍飛行場用地問題解決に関する陳情につきましても、先ほど御説明した平成20年第65号と変更内容が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料10ページをお開きください。

陳情平成21年第144号旧軍飛行場用地問題解決の継続審議に関する陳情につきましても、先ほど御説明した内容と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

以上、知事公室所管に係る陳情9件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について、企画部交通政策課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

津覇隆交通政策課長。

○津覇隆交通政策課長 続きまして、知事公室との共管となっております陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、

前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係及び企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案から乙第5号議案まで、乙第7号議案から乙第9号議案まで及び乙第25号議案の条例議案9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案9件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第5号議案まで、乙第7号議案から乙第9号議案まで及び乙第25号議案の条例議案9件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第33号議案及び乙第34号議案の議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第33号議案及び乙第34号議案の議決議案2件は可決されました。

次に、乙第36号議案副知事の選任について採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第36号議案副知事の選任について採決を行います。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第36号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に議案等採決区分表により協議。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情44件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察・調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程について協議した結果、案のとおり実施することとし、詳細については改めて決定することで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、日程が決まり次第、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫